

令和3年度騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会
(第1回)議事録

【日時】令和3年7月28日(水)9:30-11:15

【会場】Web会議 ※YouTubeでライブ発信

【主席者】(五十音順)◎座長

井上 保雄 (株)アイ・エヌ・シー・エンジニアリング 技監

坂本 慎一 東京大学生産技術研究所 教授

千室 麻由子 川崎市環境局環境対策部環境保全課長

久田 浩一 名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長

森下 達哉 東海大学 教授

◎矢野 隆 熊本大学 名誉教授

横島 潤紀 神奈川県環境科学センター 副技監

(オブザーバー)

松本 崇 経済産業省製造産業局産業機械課 課長補佐

宮下 晃一 同 係長

中村 克彦 (一社)日本産業機械工業会産業機械第1部風水力機械課

泉谷 清宣 コベルコ・コンプレッサー(株)技術部オイルフリー室長

環境省 大気生活環境室 鈴木、稲熊、佐藤、平山

事務局 (公社)日本騒音制御工学会 松島、内田、牧野、森長、石橋

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会設置について
- (2) 騒音規制法における空気圧縮機の規制の状況等について
- (3) 振動規制法における圧縮機の規制の状況等について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

3 閉会

【議事概要】

環境省 鈴木企画官 挨拶

環境省大気生活環境室で企画官をしております鈴木です。室長の山本の後任として7月から着任しております。今日はお忙しい中、また朝早い時間から誠にありがとうございます。また、日頃から音環境行政にご尽力下さりありがとうございます。今回は、騒音規制法、振動規制法の規

制対象となっておりますコンプレッサーにつきまして、近年、低騒音・低振動化の取組も見られる旨、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームからの御示唆があり、これまで7.5kWという定格出力で線引きしていたものについて、定格出力がこれ以上であっても低騒音、低振動のものもあるのではないかと、そのようなものについては規制対象から外してもよいのではないかと、ということで検討しているところでございます。河野規制改革・行政改革担当大臣が長野県知事から直々に要望を受けられたとのことで、長野県によると、低騒音化が著しく、あるメーカーのコンプレッサーの最新機種は、1980年代の機種よりも騒音レベルが9dBも小さくなっているとのことです。このような情報を踏まえ、規制の必要がなくなっているものがあれば、当然外していくことが適切であろうと考えているところでございます。

一方で、騒音の基準については、現行の基準値であっても全ての方の生活に御不満が生じないレベルにあるものではない、ということは悩ましいところかと思えます。コンプレッサーによる騒音について地方公共団体が受けられている住民の方からの苦情は、ここ数年でも毎年300～500件程度はあるとのことですし、また、規制対象施設については、市町村が法に基づく指導もできますが、規制対象ではなくなると、地域で問題が生じてしまった場合も、行政指導による、いわばお願いでしか対応できなくなってしまうということもございます。

そのあたり、工業会の協力もいただいて最近のコンプレッサーのデータを見ながら、先生方の騒音に関する知見に加え、現場で御対応されている地方公共団体の方の現場感覚もぜひいただき、バランスのよい最適解を見つけていければと考えているところでございます。どうか御忌憚のない御意見・お知恵をいただければと思えます。今日はよろしく願いいたします。

矢野座長

座長を仰せつかりました矢野です。よろしく申し上げます。騒音規制法、振動規制法は、生活環境を保全し、人々の健康を保護する上で重要な歯止めを担ってきています。両法では、定格出力が一定以上の圧縮機は特定施設として規制の対象となっておりますが、先ほど環境省からも御指摘がありましたとおり、科学技術の進展により低騒音・低振動の圧縮機が開発されているとのことです。このような状況を踏まえ、騒音規制法、振動規制法において今後どのように扱うかを検討するというところです。この検討に当たっては、大変複雑で難しい問題もありますが、専門分野の方々にお集まりいただき、有意義なご意見、ご提案を賜ればと考えています。

議題1 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会設置について

資料1について環境省から説明。

議題2 騒音規制法における空気圧縮機の規制の状況等について

資料2-1、2-2について環境省から説明があり、その後下記のとおり議論があった。

横島委員 機器から1mで屋内80dB、屋外70dBというのはどのような理由で決められたものか。屋外で70dB以下を満たしていても地域の規制基準を超えるケースもあり得ると思われることから疑問に思った次第。

環境省（稲熊） この選定要件の根拠についてはよく確認できていないところがあるので、改めて

確認する。

森下委員 苦情の原因となっていないという判断はどのようにできるのか。同じ機器でも苦情があったりなかったりということがあると思うが、どのように判断されるということか。

環境省（稲熊） 自治体からのアンケートで苦情とされたものを集計しており、例えば、苦情のある施設と同等の騒音レベルの機器は規制対象からは外さないという扱いが考えられる。

森下委員 アンケートで調査をするということで、確実性のあるデータであるかを確認する趣旨であったが、了解した。

坂本委員 苦情が生じた機器の騒音レベルはこれから把握するということか。また、騒音ラベリング制度はどのくらい普及しているか、また、数値とラベリングの数値の関係は把握されているか。

環境省（稲熊） 今後、工業会の協力も得てラベリングの数値を収集し、苦情などとの関係を検討したい。ガイドラインの数値との比較も併せて検討していく。また、ラベリング制度の普及についても併せて工業会に伺いたい。

環境省（鈴木） まずはカタログ値を集めて H17 年度に行った実測調査結果と比較検討し、ざっくり相関を見たい。その上で、今年度新たに実施する実測調査で得られる結果も加えて改めてカタログ値との相関を見たいと考えている。カタログ値は工業会が定めた無響室相当で 1.5m 地点で測定されているのではないかと考えており、そうであれば機器そのものが発する騒音に近い数字を把握できるのではないかと考えている。一方で、実測した場合は、発する騒音が同じレベルの機器であっても周囲の壁の状況等といった設置状況によって多少ばらつきが出てくることもあるかとは思いますが、検討に当たっては、カタログ値と実際に設置されている機器との騒音レベルの関係を見ていく必要があると考えているところ、まずは、次回までにできる範囲で過去の実測データで整理してお示しし、委員から御意見をいただきたいと思っている。また、苦情については、当省と公害等調整委員会による調査で自治体に毎年御回答いただいているが、そこで得られた苦情の状況についてさらに深掘りして調査したのが今回 5 月に行ったアンケートであり、苦情が生じた機器の騒音レベルについてもこの結果を用いて可能な限り整理してお示ししたいと考えている。

久田委員（名古屋市） 特定施設の選定要件の超過率の目安はあるのか。また、実測調査では施設の使用年数等も把握するのか。

環境省（稲熊） 超過率といった数値ではなく、選定要件で示す騒音レベルを下回りかつ生活環境上問題ないといえる機器に限って除外することができないか考えている。また、施設の使用年数等については、次回の検討会でそれらを含めて調査対象とする項目を具体的にお示ししたいと考えている。

環境省（鈴木） 実際に設置されている機器が発する騒音は、御指摘のとおり使用年数やメンテナンス状況も影響しそうに思われる。何か情報があれば追って提供いただけるとありがたい。

矢野座長 実測調査では使用年数、敷地境界からの距離などの状況も調査するのか。また、資料 2-2 P5 の(c)①でスクリー式空気圧縮機の騒音規制法からの除外について必要ではないと回答している自治体のその理由を把握しているか。

環境省（稲熊） 実測調査で確認する内容については次回検討会で御議論いただく予定。理由等

については手元の資料では不明のため、確認し次回報告する。

議題3 振動規制法における圧縮機の規制の状況等について

資料3-1、3-2について環境省から説明があり、その後下記のとおり議論があった。

井上委員 参考意見として申し上げる。検討に当たって様々な種類の圧縮機の調査が必要になると考える。振動の特定施設には基本的には回転型の機械は入っていないので、調査をする際は、回転式かレシプロ式かに着目して整理すると良いのではないかと。また、機械を設置している基礎によって振動の状況は異なる。加振力で評価すればできると思うが、カタログ値では難しいのではないかと。

環境省（稲熊） 御示唆いただいた内容を基に検討したい。

横島委員 測定項目は振動レベルだけか。

環境省（稲熊） 「工場振動に係る規制対象施設の考え方」で示されている事項に基づいて測定を行うことを考えている。

横島委員 振動規制法では家屋増幅も見込んで規制基準が作られているのではないかと。家屋増幅を考えると、可能であれば、周波数特性も把握した方が検討に役立つと考える。つまり、建物の揺れる周波数は大体わかっており、振動規制法は地盤上で考えるが、生活環境の保全の観点では、家の中で揺れやすい周波数が発生するようではまずいと考えられる。おそらく圧縮機で数 Hz～十数 Hz となることはないと思うが、確認する意味で振動の周波数特性のデータを採っておくとよい。振動加速度レベルで測定しておけば、後で振動レベルと周波数特性を算出できる。

環境省（稲熊） 測定方法の検討に当たり、また御相談させていただきたい。

横島委員 周波数特性の測定は、代表的な条件の良い数か所でよいと思う。また、先程井上委員からも意見があったが、振動のカタログ値は、測定状況がわからないと判断できない。そのため、可能な限りその状況を集めていただきたい。

井上委員 振動には指向性がある。次回の検討会で議論されることと思うが、測定方法についてはしっかり決めておいたほうが良い。

横島委員 苦情との関係だが、コンプレッサーの振動に係る苦情はあまりないだろうと思われる。振動の苦情としてカウントされているものは、騒音とセットで苦情を言われているものである可能性があるのではないかと。このあたりの分析は可能か。

環境省（稲熊） 確認できる。

千室委員（川崎市） 「一定の振動レベルを下回り、かつ、苦情の原因となっていない機器については、生活環境上問題ないと評価できるものとして、規制対象から除外することができないか検討してはどうか。」と書かれているが、今現在苦情の原因となっていないのは、規制対象となっていることにより設置の段階で指導がなされていることから、未然防止になっているということではないかと考える。

環境省（鈴木） 御指摘のとおり、規制対象となっていることが未然防止となり、苦情が抑えられていることも重要と考える。次回検討会で議論していただくに当たり、川崎市にも事前に相談させていただき、実態を踏まえた資料が出せるようにしたい。

機器を規制対象から外すに当たっては、どのような設置の仕方、使われ方をしても苦情の原因となりにくいことが、冒頭にも申し上げたバランスの良い最適解を探るに当たって重要な要素と思う。

例えば、振動については、揺れると少なくとも違和感はあるだろうから、できるだけ揺れないレベルが求められるということではないかと思う。また、騒音については、80dBだと凄くうるさい、また、70dBや60dBと下がっていてもうるさいと言われる場合もある。人によって捉え方が異なり、作業内容によっても異なるという性質のものであるため難しい。今回苦情の原因となっていないものと記載したのは、基本としては発生する騒音レベルのスペックで外していくが、外してしまった時に苦情があった場合の対処として行政指導しかできなくなってしまふのは困ると考えたためであるが、御指摘の要因をどう考慮するかはよく整理できていなかったもので、また相談させていただく。

千室委員（川崎市） 自治体は市民目線での立場もあるので、規制を緩めることについては慎重に検討していただきたい。

環境省（鈴木） 現場の最前線で対処・苦勞されている方々の意見は貴重なものと考えている。相談させていただきながら、方向性を整理したい。

矢野座長 資料3-1の2の昭和51年2月28日の中央公害対策審議会騒音振動部会振動専門委員会報告の添付資料を委員に共有して欲しい。併せて、騒音規制の80dBの根拠についても、確認の上、委員に共有して欲しい。

環境省（稲熊） 対応する。

矢野座長 今回はまだ十分なデータが揃っていないので踏み込んだ議論には至らなかったが、次回はさらに揃えていただいた資料で議論していければと思う。

議題4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて資料4に基づき事務局から説明があり下記の意見があった。

井上委員 参考意見として申し上げるが、騒音規制法の特設施設は空気圧縮機、振動規制法の特設施設は圧縮機となっている。その違いとして、空気圧縮機は開放されたところから空気を吸うが、圧縮機は、開放系でなく吸排気がどこかに繋がっていることについて、検討に当たって留意するとよい。

坂本委員 次回8月23日は出席できないが、次回検討内容の「4 実測調査の方法の検討」について、先ほど申し上げた内容が気になっているので、それを含めて調査の方法を検討してほしい。

環境省（稲熊） 本日いただいた御意見を踏まえ実測調査の方法を検討したい。また、坂本委員には検討会とは別の形で御相談させていただくようにしたい。

矢野座長 実測調査の方法は重要。坂本委員、横島委員、事務局の内田さん等、騒音測定に詳しい方がおられるので、よく相談して方法を決めていけるとよい。

坂本委員 資料2-2p4(b)について、苦情件数の数値の1%以上というのは、厳しい値と感じられるが、この主旨は苦情ゼロを目指すということか。

矢野座長 私も苦情1%の根拠はわからないが、社会調査のアノイアンスと比べると、反応とし

ては出にくいので、より厳しい値を設定しているということではないか。WHO ではハイリーアノイド 10%と言うのだが、実際には 10%に設定するわけにはいかないのでは、そこは低い値に設定しないといけないのではないか。

横島委員 これは、騒音苦情の中で、対象施設の苦情が 1%以上あったら、特定施設に追加するという意味ではないか。坂本委員の主旨でいくと、逆に 1%以下になったら、特定施設から外してもよいということになるのでは。私は 1%で問題ないと思う。

環境省（稲熊） 1%はあくまで選定要件の 1つである。

環境省（鈴木） 資料 2-2 p4 (b)で言うところの 1%の母数は工場・事業場の苦情件数である。騒音苦情は最近だと年約 15,000 件、うち工場・事業場騒音の苦情は約 4,000 件であり、そのうちの 1%ということである。背景としては、騒音規制は条例が先行しており、法で規制するに当たり全国的に広く対応が必要なものとして順次入れて対応してきたと思われる。1%を切れば外してよいかと言うと、そこはケースバイケースで、他の選定要件や配慮事項を総合的に勘案することになると思う。

森下委員 資料 3-2 p3 図 1 振動レベルの最大値 (56.8dB) はこのグラフの中の最大値と理解して良いか？このグラフだけ見ると、議論するまでもないくらい振動レベルが小さい。スクリーン式圧縮機の振動はどのような値で代表させるのが一般的なのか、また、機械の運転状況にもよるが、動き出したときの振動が苦情に結びついていないのか。

環境省（稲熊） 最大値はこのグラフ中の最大値。今回、自治体のアンケート調査でこういった施設から苦情が出ているか聞いているが、細かい部分は把握していない。苦情が出始める振動レベルがどの程度なのかは、実際に測定していない自治体からも答えがあるので、カタログ値を含め情報収集し、どのようなものが苦情に繋がっているのか次回示したい。

矢野座長 この検討会は、騒音規制法、振動規制法の枠組みを見直そうというのではなく、低騒音・低振動の面で十分優れた機器があれば規制から外していこうという趣旨であるが、それはメーカーの励みにもなるのではないか。

泉谷オブザーバ スクロール式圧縮機は騒音が小さくなっているもので、一律の基準が示され、それをクリアすれば、規制対象外になるのであればそこに開発を投入してメーカーとしてさらに良い機械ができることにつながると思う。

議題 5 その他

次回は 8 月 23 日(月)14 時に開催予定

(注：その後日程再調整が生じ、9 月 3 日(金)13 時からの開催に変更)

(以上)